

2 総第 615 号  
令和 2 年 9 月 吉日

市内飲食及び宿泊事業者 各位

安曇野市役所 総務部 総務課

ふるさと納税制度に基づく「電子感謝券」加盟店募集説明会の開催について（ご案内）

日頃より安曇野市政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市では「安曇野ふるさと寄附」（ふるさと納税制度）を実施し、各事業者の皆さまのご理解、ご協力のもと、市外に住所を有する全国各地の皆さまからのご寄附に対し、感謝の気持ちを込めて、地場産品をお礼の品としてお送りしております。

この度、ふるさと納税制度の活用による更なる地域の活性化を目的として、新たなお礼の品に、市内飲食店及び宿泊施設を対象として、各店舗を利用する際の決済に利用できる「電子感謝券（電子ポイント）」（別紙 1）を導入します。

つきましては、「電子感謝券」加盟店募集説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙の折恐縮ではございますが、市内で飲食業及び宿泊業を営む事業者の皆さまには是非、ご参加を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 開催日時 令和 2 年 9 月 18 日（金） （1 回目） 午前 9 時 30 分から  
（2 回目） 午後 1 時 30 分から

※ご都合の良い回にご参加ください。それぞれ概ね 1 時間程度を予定しております。

- 2 会場 安曇野市役所 本庁舎 4 階 大会議室

### 3 内容

- (1) 電子感謝券について
- (2) 加盟店登録の要件について
- (3) 加盟店登録の申請方法について

※新型コロナウイルス感染症まん延予防のため、ご参加いただく際にはマスクの着用をお願いします。また、ご都合のつかない場合は、裏面担当までご相談ください。

### 4 電子感謝券とは

ふるさと納税のお礼の品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイント（1 ポイント 1 円換算）であり、本市が定めた加盟店での食事、宿泊、レジャー等に利用できます。

（裏面へ続きます。）

## 5 対象となる店舗

市内に店舗を有する飲食店及び宿泊施設。ただし、次のいずれかに該当する場合は、加盟店の対象となりません。

- (1) 全国共通のサービスを提供する店舗（フランチャイズの飲食店など）。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に第2条第1項及び第6項に定める営業店舗。（スナック等、客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業店舗及びモーテル・ラブホテル等、店舗型性風俗特殊営業店舗は対象外となります。）

安曇野市役所 総務部 総務課 行政管理係 (課長) 丸山 一弘 (係長) 藤森 智 (担当) 金子 洋樹 電話：71-2408 (直通) FAX：71-5155 メール：furusato@city.azumino.nagano.jp
--